



## 美術品の減価償却の取り扱いが変更になりました。



### 改正の内容

美術品等（絵画や彫刻等の美術品のほか工芸品などが該当します）が減価償却資産に該当するかどうかの判定については改正が行われ、平成27年1月1日以後取得する美術品等について新しい取扱いが適用されています。

1点20万円（絵画については1号あたり2万円）以上のものは非減価償却資産として、売却するまで経費になりませんでした。平成27年1月1日以後に取得する美術品等については1点につき100万円未満のものは、原則減価償却資産として取り扱うこととなりました。

**現行**・・・取得価額が20万円未満のものだけが償却可能

**改正後**・・・100万円未満のもの 原則として減価償却資産  
100万円以上のもの 原則として非減価償却資産

### 過去に取得した美術品にも適用

平成26年12月31日以前に取得した美術品については、改正により資産区分を減価償却資産へ変更する場合、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度（以下「適用初年度」）から減価償却をすることになります。



この場合の償却方法は、その美術品等を実際に取得した日に応じて旧定額法、旧定率法、定額法、250%定率法又は200%定率法によることとなります。または、取得日を適用初年度開始の日とみなすこととして定額法又は200%定率法を選択できるほか、中小企業者等にとっては少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の規定を適用することもできます。

### 注意！

適用初年度において減価償却資産へ変更を行わなかった美術品等については、

改正前の取り扱いのとおり、減価償却を行うことはできないこととなりますのでご注意ください

## 耐用年数は何年になるの？

美術品等の構造や材質等に応じて判定することになりますが、例えば、その美術品等が「器具及び備品」室内装飾品に該当する場合には、次のとおりとなります。

室内装飾品のうち主として金属製のもの・・・15年

例：金属製の彫刻



室内装飾品のうち金属製でないもの・・・8年

例：絵画、陶磁器、金属製でない彫刻



## 固定資産税の取扱い

平成27年1月1日前に取得した美術品等について、適用初年度より減価償却資産として取り扱う場合は固定資産税の課税対象となります。

平成27年度固定資産税の申告においては、個人事業者及び12月決算法人のうち適用初年度より減価償却資産として取り扱う美術品等について、申告対象となります。12月決算法人以外の法人で適用初年度より減価償却資産として取り扱う美術品等については、平成28年度固定資産税の申告対象となります。

